

定款施行規則

第1章 会 員

(入会及び退会)

第1条 定款第5条第1項の規定による入会届出の様式並びに定款第9条第1項の規定による退会届出の様式は、公益社団法人日本医師会が定めたものを使用する。

(会員の資格)

第2条 富山市内に勤務地（勤務していない者については住居）を有する医師は会員の資格を有する者とし、当該事項をもって定款第5条第2項に規定する理事会の承認を得るものとする。

(会費等未納者に対する処分)

第3条 会員が、正当な理由なく1年以上会費及び負担金等の納入を怠ったときは、総会の決議によって当該会員に対し戒告、権利の一部停止、又は除名の処分をすることができる。

2 前項の処分をした会員の権利の復活の承認を行おうとする場合は、裁定委員会の意見を求めなければならない。

(会員名簿の調製)

第4条 会長は、毎年会員名簿を調製するものとする。

第2章 会費等の賦課及び徴収

(会費等の賦課徴収方法)

第5条 会費及び負担金等の賦課及び徴収方法に関しては富山市医師会会費等賦課徴収規程を設ける。

(寄附金)

第6条 総会の決議により会員から寄附金を募ることができる。この場合の寄附金の額及び納入方法等については、総会の議決を経なければならない。

第3章 役員その他

(役員の定数並びに役員候補者及び裁定委員の選任)

第7条 定款第12条第1項に規定する役員の定数及び定款第15条第1項に規定する役員の選任に関する候補者は、定款第18条第1号に規定する理事会の議決を要する総会の提出案件に関する事項とする。

2 前項のうち役員の選任に関する候補者は次の各号に規定するものとする。なお、会員が総会で役員候補者を提案することを妨げるものではない。

- (1) 次の各号に規定する候補者を除く、予め実施した役員候補者選挙の当選人。
 - (2) 外部理事及び外部監事各1名。
 - (3) 理事会が必要と認めて公的病院に依頼しその推薦を受けた理事。但し、3名以内とする。
 - (4) 理事会が必要と認めて公的病院に依頼しその推薦を受けた監事。但し、2名以内とする。
- 3 前項第1号並びに定款第35条に規定する裁定委員の選挙に関しては、富山市医師会選挙規程による。

(理事会で決議する重要な事項)

第8条 定款第18条第5号に規定するその他重要な会務に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運営委員会の招集、その他運営委員会に関すること
- (2) 委員会の設置及び運営に関すること
- (3) 顧問の委嘱に関すること
- (4) 会員の入退会に関すること
- (5) 会員の賞罰に関すること
- (6) 役員の出張命令及び復命受理並びにその他服務に関すること
- (7) 財産管理に関すること
- (8) 予算及び決算に関すること
- (9) 借入金に関すること
- (10) 重要な事業計画及び実施に関すること
- (11) 職員の人事に関すること
- (12) 職員の給与に関すること
- (13) 職員の分限及び賞罰に関すること
- (14) 職員の退職金の裁定及び支出命令に関すること
- (15) 諸規程の制定又は改廃に関すること
- (16) 重要な申請、届出、報告、照会、回答に関すること
- (17) 前各号のほか特に重要な事項に関すること

(富山県医師会の代議員及び予備代議員の選挙)

第9条 定款第28条に規定する富山県医師会の代議員及び予備代議員の選挙に関しては、富山県医師会の定めるところによる。

(総会の議事)

第10条 定款第27条第5項に規定する総会の議事に関しては富山市医師会議事規程を設ける。

(会長の設ける委員会)

第11条 定款第30条に規定する委員会に関し、必要な規約は理事会で定める。

(裁定委員会)

第12条 定款第32条から定款第36条に定める裁定委員会に関し、定款に規定があるものを除き、裁定委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

第4章 会計及び財産

(経費の定額)

第13条 本会の毎事業年度における経費の定額は、その年度の収入で支弁する。

(予算の流用)

第14条 経費は、予算で定めた目的以外に使用することができない。

2 予算執行にあたり、別表に定める各項目においては理事会の承認を受けなければ相互に流用することができない。但し、小科目においては、流用することができる。

(予備費の支出)

第15条 予算に不足が生じた場合、又は予算外支出の必要がある場合は理事会の承認を得て予備費からこれを繰入れることができる。

(一時借入金)

第16条 会長は、出納上必要があるときは理事会の議決を経て予算総額の1割以内において一時借入金をすることができる。

2 一時借入金は、当該年度の収入で償還する。

(継続費)

第17条 数年を期して行う事業で、継続費として総額を決めたものについては、当該事業年度の支出残額は事業完成年度まで逐次繰り越して使用することができる。

(経理の担当者)

第18条 本会の経理に関しては、会長が所管理事を指名する。

(経理規約)

第19条 本会の経理を明確にするため、理事会は富山市医師会経理規約を設けるものとする。

(処務規程)

第20条 本会の処務を明確にするため、理事会は富山市医師会処務規程を設けるものとする。

(決算)

第21条 毎事業年度の決算は、出納完結後理事会の決議を経て会長がこれを作成し、速やかに総会の決議を得なければならない。

第5章 表彰及び弔慰

(表彰弔慰規程)

第 22 条 本会の会員の表彰、弔慰に関しては、富山市医師会表彰弔慰規程を設ける。

第 6 章 雑 則

(雑 則)

第 23 条 この施行規則を変更する場合は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この定款施行規則は昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款施行規則の一部改正は平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この定款施行規則の一部改正は平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この定款施行規則の一部改正は平成 17 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この定款施行規則の一部改正は公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この定款施行規則の一部改正は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款施行規則の一部改正は令和 7 年 3 月 26 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項第 2 号の改正規定は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この定款施行規則の一部改正は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。